

令和7年8月13日

各地区安全運転管理者協会長 殿

(一社) 福島県安全運転管理者協会長

安全運転管理者等選任事業所の交通事故発生状況（7月末）について

みだしのことにつきましては、下表及び別添のとおりですので協会加盟事業所に対して周知、活用願います。

前年対比で、安管選任事業所にあつては、件数、死者数、傷者数全てで増加しています。運管選任事業所にあつては、死者数を除き発生件数、傷者数が増加しております。残暑に伴う熱中症等の体調管理について引き続き指導していただき、交通事故防止を図って下さい。

区 分 業務・私用別			安全運転管理者 等 選 任 事 業 所	運 行 管 理 者 選 任 事 業 所
業務中	件数	本年	70	31
		前年	57	25
		増減	13	6
	死者	本年	1	0
		前年	0	1
		増減	1	▲1
	傷者	本年	80	38
		前年	65	33
		増減	15	5
私用中	件数	本年	295	13
		前年	242	12
		増減	53	1
	死者	本年	3	1
		前年	2	0
		増減	1	1
	傷者	本年	358	14
		前年	289	14
		増減	69	0
計	件数	本年	365	44
		前年	299	37
		増減	66	7
	死者	本年	4	1
		前年	2	1
		増減	2	0
	傷者	本年	438	52
		前年	354	47
		増減	84	5

各地区安全運転管理者選任事業所の交通事故発生状況一覧表

令和7年7月末現在

警察署 区分			福島	福島北	伊達	二本松	郡山	郡山北	須賀川	白河	石川	棚倉	田村	会津若松	猪苗代	喜多方	会津坂下	南会津	いわき中央	いわき東	いわき南	南相馬	双葉	相馬	合計
業務中	件数	本年	10	2	1	1	13	10	3	6		2		3			1		11	1		2	2	2	70
		前年	5	6		1	9	4	2	4	3		3	5				1	8	2	1		2	1	57
		増減	5	-4	1	0	4	6	1	2	-3	2	-3	-2	0	0	1	-1	3	-1	-1	2	0	1	13
	死者	本年		1																					1
		前年																							0
		増減	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	傷者	本年	10	1	1	1	15	14	3	7		2		4			1		14	1		2	2	2	80
		前年	6	6		1	11	4	2	5	3		5	5				1	9	3	1		2	1	65
		増減	4	-5	1	0	4	10	1	2	-3	2	-5	-1	0	0	1	-1	5	-2	-1	2	0	1	15
私用中	件数	本年	50	11	7	10	37	31	16	19	7	6	10	12	6	5	2	3	32	5	6	10	6	4	295
		前年	28	13	3	5	40	26	10	14	5	3	4	14	2		1		33	10	7	11	10	3	242
		増減	22	-2	4	5	-3	5	6	5	2	3	6	-2	4	5	1	3	-1	-5	-1	-1	-4	1	53
	死者	本年	1		1																		1		3
		前年	1							1															2
		増減	0	0	1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	傷者	本年	58	12	6	11	44	33	19	25	8	6	13	17	6	8	4	3	46	6	9	10	9	5	358
		前年	29	16	3	5	55	32	11	17	6	3	4	14	2		1		38	10	9	12	18	4	289
		増減	29	-4	3	6	-11	1	8	8	2	3	9	3	4	8	3	3	8	-4	0	-2	-9	1	69
計	件数	本年	60	13	8	11	50	41	19	25	7	8	10	15	6	5	3	3	43	6	6	12	8	6	365
		前年	33	19	3	6	49	30	12	18	8	3	7	19	2	0	1	1	41	12	8	11	12	4	299
		増減	27	-6	5	5	1	11	7	7	-1	5	3	-4	4	5	2	2	2	-6	-2	1	-4	2	66
	死者	本年	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
		前年	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		増減	0	1	1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	傷者	本年	68	13	7	12	59	47	22	32	8	8	13	21	6	8	5	3	60	7	9	12	11	7	438
		前年	35	22	3	6	66	36	13	22	9	3	9	19	2	0	1	1	47	13	10	12	20	5	354
		増減	33	-9	4	6	-7	11	9	10	-1	5	4	2	4	8	4	2	13	-6	-1	0	-9	2	84

※ 川俣は福島、桑折は福島北、本宮は郡山北、会津美里は会津若松、いわき常磐はいわき中央、富岡・浪江は双葉警察署に含まれています。

※ 各件数は、事業所の所在地を管轄する警察署に計上されています（事故発生場所を管轄する警察署の件数ではありません）。

各地区運行管理者選任事業所の交通事故発生状況一覧表

令和7年7月末現在

警察署 区分			福島	福島北	伊達	二本松	郡山	郡山北	須賀川	白河	石川	棚倉	田村	会津若松	猪苗代	喜多方	会津坂下	南会津	いわき中央	いわき東	いわき南	南相馬	双葉	相馬	合計
業務中	件数	本年	7	1			8	2		2		1		2	1				3	1	3				31
		前年	5			1	3	4		2				1			1		6	1			1		25
		増減	2	1	0	-1	5	-2	0	0	0	1	0	1	1	0	-1	0	-3	0	3	0	-1	0	6
	死者	本年																							0
		前年												1											1
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
	傷者	本年	7	3			12	3		2		1		2	1				3	1		3			38
		前年	5			1	4	4		4							4		9	1			1		33
		増減	2	3	0	-1	8	-1	0	-2	0	1	0	2	1	0	-4	0	-6	0	0	3	-1	0	5
私用中	件数	本年	3				1	3	1	1		2							2						13
		前年	1	1	1	1		2		1		1	1						1		1	1			12
		増減	2	-1	-1	-1	1	1	1	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	1	0	-1	-1	0	0	1
	死者	本年	1																						1
		前年																							0
		増減	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	傷者	本年	2				1	4	1	1		2							3						14
		前年	1	1	1	1		2		1		1	1						1		3	1			14
		増減	1	-1	-1	-1	1	2	1	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	2	0	-3	-1	0	0	0
計	件数	本年	10	1	0	0	9	5	1	3	0	3	0	2	1	0	0	0	5	1	3	0	0	0	44
		前年	6	1	1	2	3	6	0	3	0	1	1	1	0	0	1	0	7	1	1	1	1	0	37
		増減	4	0	-1	-2	6	-1	1	0	0	2	-1	1	1	0	-1	0	-2	0	2	-1	-1	0	7
	死者	本年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		前年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		増減	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷者	本年	9	3	0	0	13	7	1	3	0	3	0	2	1	0	0	0	6	1	0	3	0	0	52
		前年	6	1	1	2	4	6	0	5	0	1	1	0	0	0	4	0	10	1	3	1	1	0	47
		増減	3	2	-1	-2	9	1	1	-2	0	2	-1	2	1	0	-4	0	-4	0	-3	2	-1	0	5

※ 川俣は福島、桑折は福島北、本宮は郡山北、会津美里は会津若松、いわき常磐はいわき中央、富岡・浪江は双葉警察署に含まれています。

※ 各件数は、事業所の所在地を管轄する警察署に計上されています（事故発生場所を管轄する警察署の件数ではありません）。

飲酒運転の根絶！

この時期は、お盆や夏休みの開放感から飲酒する機会も多くなります。県内では、7月末現在、安全運転管理者選任事業所における飲酒を伴う交通事故が4件発生しています。安全運転管理者等は、運転者に対する酒気帯びの有無を目視等及びアルコール検知器で確実にチェックして下さい。業務中はもちろん私用中における飲酒運転の根絶も図りましょう。

記

飲酒運転の代償

【酒酔い運転】～アルコールの影響で正常な運転が出来ない状態

行政処分

●35点（免許取消：欠格期間3年）



刑事処罰

- 運転者：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 車両の提供者：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 酒類の提供者：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 車両の同乗者：同上

【酒気帯び運転】～呼気（吐き出す息のこと）1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上検出された状態

行政処分

- 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
基礎点13点（免許停止90日）
- 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上
基礎点25点（免許取消：欠格期間2年）



刑事処罰

- 運転者：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 車両の提供者：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
- 車両の同乗者：同上

※ 飲酒運転の運転者はもちろん、運転する人にお酒を飲ませた人・お酒を飲んだ人に車を提供した人、飲酒運転の車に同乗した人も全員処罰されます。

※ 上記のほかに、賠償責任や社会的制裁が待っています。

また、従業員が飲酒運転等で重大事故を起こした場合には、企業に及ぶその損失と影響は計り知れません。

